

令和 6 年度監査計画

令和 6 年 3 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組を尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。

2. 監査の重点事項

N I S A 制度の抜本的拡充・恒久化などをはじめとする資産所得倍増プランの推進などを背景に、国民の資産形成への期待及びこれを担うべき協会員の役割も一層重要性が増している。

これらを踏まえ、令和 6 年度における監査の重点事項は、適切な投資勧誘及び内部管理態勢の充実・強化を一層推進する必要があること等から、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況等についても併せて点検する。

【協会員共通】

(1) 業務運営体制を踏まえた内部管理態勢等の検証

協会員の内部管理態勢の整備・強化の状況について、実効性のある取組を組織的に行っているか点検する。

また、行政当局の検査や本協会監査等による指摘事項（認識を共有した事項や他社指摘事例を含む。）のほか、内部監査結果や顧客からの苦情・相談の分析結果等を業務運営に活用しているか点検する。

(2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた取組状況について点検する。

また、適合性原則の遵守状況及び合理的根拠適合性の検証の実施状況並びに金融商品の勧誘に当たり顧客の投資目的や理解度、商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているかについて、内部管理態勢の状況も含めて点検する。

特に、複雑な仕組債等をはじめとする高リスクの金融商品については、法

令・ガイドラインの遵守状況や顧客の最善の利益に資する商品導入・販売管理が行われているか点検する。

(3) N I S A制度を踏まえた取組状況の検証

令和6年からN I S A制度が抜本的拡充・恒久化されたことに伴い、国民の安定的な資産形成を促すという制度趣旨を踏まえた取組が行われているか点検する。

(4) 金融商品仲介業務にかかる管理状況の検証

業務委託契約を締結する金融商品仲介業者等に対する指導・監督など適切な委託先管理を実施しているか点検する。また、特別会員が金融商品仲介業務を行う場合には、必要な態勢整備や委託元金融商品取引業者との連携が適切に行われているか等について点検する。

【会員のみ】

(1) 顧客資産の分別管理の状況の検証

顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか点検する。

(2) 財務の健全性に係る検証

自己資本規制比率の算定状況や財務の健全性について点検する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）への取組状況の検証

取引時確認、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置の実施状況のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）に係る内部管理態勢について点検する。

(4) 売買管理態勢等の整備状況の検証

不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢、内部者登録カードの整備状況及び法人関係情報の管理態勢について点検する。

(5) サイバーセキュリティ対策への取組状況の検証

サイバーセキュリティ対策への取組状況について点検する。

また、インターネット取引を扱っている会員において、不正アクセス等防止対策への取組状況について点検を行う。

(6) 個人情報の管理状況の検証

特定個人情報を含む個人情報の管理状況について点検する。

2-2. テーマ別監査の実施

協会員の規模・特性を踏まえつつ、必要に応じて、特定のテーマを定め横断的な監査を実施する。

3. 監査対象先の選定

監査対象先は単に監査の実施状況（監査周期）のみではなく、以下の状況等

を総合的に勘案のうえリスクベースで選定し、必要に応じ機動的に対応することとする。

なお、リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的な点検が必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

(1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】

自己資本規制比率が一定の水準（200%）を下回ることとなった会員又は同比率が急激に低下している会員

(2) 各種の情報

オフサイト・モニタリングにより収集した営業・財産の状況や役員・大株主の状況等の実態について確認する必要がある協会員、投資者からの苦情や金融商品事故等の多い協会員又は不芳情報があつた協会員

(3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

複雑な金融商品・リスクの高い金融商品を主に取り扱う協会員やリテール営業の比重の大きい協会員

(5) ビジネスモデルの変更等

従来のビジネスモデルを大幅に見直したり、新たな業務を開始したりするなど業容の変化等に応じたリスク管理の状況について確認する必要がある協会員

4. 監査の実施方法

実地監査及び書類監査の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 実地監査

① 対象部店

監査の対象部店は、原則として本店とする。ただし、支店又は営業所等については、必要に応じ本店と併せて又は単独で監査を実施する。

② 監査期間

監査期間は、監査対象先の規模、業務内容及びリスク等を考慮して決定することとし、原則として1監査対象先につき30営業日以内とする。

③ 監査実施通知

監査の実施に当たっては、監査期間及び監査対象部店等を通知する。当該通知は、「一般監査」については、あらかじめ監査対象先の代表者に対し、原則として監査着手日の概ね20営業日前に行う。また、「特別監査」、「フォローアップ監査」及び「機動的・継続的監査（以下「特別監査等」という。）に係る当該通知については、監査着手日までに行う。

④監査項目

監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に基づき、個別具体的に監査項目を決定する。

なお、令和6年度監査における主な監査項目は、別紙のとおりとする。

⑤効率的かつ効果的で深度ある監査の実施

監査対象先の業務内容・規模等を考慮し、また、監査モニター（監査に対する意見受付）の結果も踏まえ、提出依頼資料の削減・簡素化、既存資料の活用及び的確なヒアリングの実施等、より効率的かつ効果的で深度ある監査の実施に努める。

(2)書類監査

①監査対象先の選定等

有価証券関連業の実績が極めて少ない又は顧客層が特定投資家である等の会員及び登録金融機関業務の実績が極めて少ない特別会員等、業務内容及び規模から見て、実地監査の必要がないと思われる協会員について選定する。

なお、テーマ別監査においても必要に応じて書類監査を活用する。

②監査実施通知

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象先の代表者に対し通知する。当該通知は、書類の提出期限の概ね10営業日以前に行う。

③書類の提出

監査対象先に提出を依頼する資料については、所定の提出期限を設けるとともに、提出された書類の内容が不十分であると認められる場合には再提出を依頼する。

また、監査対象先から提出された書類に基づき監査を実施した結果、必要があると認められた場合には実地監査に切り替える。

5. 監査結果の通知等

監査の講評及び監査結果の通知の方法等は、以下のとおりとする。

(1)監査の講評

監査結果の通知に先立ち、監査対象先の代表者等に対し、監査で把握した法令・諸規則違反及び内部管理態勢上の不備等について、問題点の所在を講評する。ただし、緊急を要すると判断した場合等には、講評しないことがある。

(2)監査結果の通知

監査結果については、監査対象先の代表者に対し通知する。ただし、特別監査等については、監査結果の内容により通知を行わないことがある。

(3)監査結果に関する周知等

協会員の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び適切な内部管理態

勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、原則として、監査結果の指摘事例のうち主なものについては四半期毎に、監査結果の概要については半期毎にそれぞれ取りまとめ、協会員宛てに周知を行う。

また、協会員からの要望に基づき、監査に関連した社内研修に講師の派遣を行う。

6. 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）

透明性及び信頼性の高い適切な監査の実施に資するため、以下のとおり、監査の実施状況に関して協会員からオンサイト又はオフサイトにより意見を受け付ける。

ただし、金融商品取引所との合同検査においては、本協会の監査に係るもののみを対象とする。

(1) オンサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員のうち、監査本部が任意に選定した監査対象先に対して、監査担当責任者（監査本部長等をいう。以下同じ。）が指定した者が原則として臨店監査期間中に訪問し、直接、代表者又は内部管理統括責任者等から意見を受け付ける。

①意見の受付範囲

監査方法、監査期間及び監査手法等について受け付ける。

（注）法令・諸規則の解釈及び事実関係の認定等監査指摘の内容に係るものは除く。

②意見受付後の対応

監査担当責任者は、必要に応じ監査チームの主任監査員に対し所要の指示を行う。

(2) オフサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員を対象として、内部監査部が書面（電子データを含む。）により意見を受け付ける。

①意見の受付範囲

上記「(1) オンサイト監査モニター制度」と同じ。

②意見の提出先・提出方法

本協会会長宛てとし、郵送又は協会WANシステムを通じて受け付ける。

③受付期間

監査着手日から監査終了日（監査結果通知書の交付日）の1か月後までの間とする。

④意見受付後の対応

内部監査部は、必要に応じ監査担当責任者に所要の指示を行う。

7. 行政当局及び他の自主規制機関との連携

監査の効率性及び実効性を高める観点から、以下のとおり、引き続き関係

機関と緊密に連携を図る。

- (1) 金融庁や証券取引等監視委員会と緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、効率的で効果的な監査を実施する。
- (2) 金融庁、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関の実務担当者との間において、監査業務に関する有用な情報の交換を行う。特に、財務状況が悪化している等の情報のある会員に関しては、情報交換を緊密に行う。
- (3) 他の自主規制機関と実施している合同検査について、必要に応じ現行の監査のスキームにおける問題点等を検証し改善を図る。
- (4) 部内研修に金融庁や証券取引等監視委員会から講師を招へいするなど関係機関の協力を得ることにより監査員の能力向上を図る。

以 上

「令和6年度監査計画」に基づく監査項目

令和6年度監査における主な監査項目は、以下のとおりである。

なお、監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等を勘案した上で、個別具体的に監査項目を決定する。

1. 内部管理、リスク管理等

- (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の整備、強化の状況
- (2) 顧客資産の分別管理の実施状況
- (3) 自己資本規制比率の算出状況
- (4) 有価証券の引受審査態勢の状況
- (5) 個人情報の保護に関する指針等の遵守状況
- (6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）への取組状況
- (7) 新規顧客の反社会的勢力に関する情報の照会及び反社会的勢力との関係遮断に関する管理態勢の整備、強化の状況
- (8) 苦情等の処理態勢（苦情等の分析結果の業務運営への活用状況を含む。）
- (9) 金融商品事故等に関する改善措置及び事故確認手続き等の実施状況
- (10) 外務員登録・外務員資格に関する管理状況
- (11) 公社債等の取引公正性の確保状況
- (12) 外部委託先管理の状況
- (13) 役職員の有価証券の売買等に関する管理態勢の状況
- (14) 「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」の遵守状況
- (15) 業務に関する帳簿書類、事業報告書等の作成・保存状況及び法令に基づく届出書の提出状況
- (16) 他の金融商品取引業等（金融先物取引、第二種金融商品取引業）を兼営している場合の顧客口座の管理状況
- (17) 顧客情報管理などファイアーウォール規制の遵守状況
- (18) N I S A制度の抜本的拡充・恒久化を踏まえた取組状況

2. 内部監査

- (1) 監査態勢の整備、強化の状況
- (2) 内部監査の実施状況
- (3) 内部監査結果の業務運営への活用状況

3. 売買管理、注文管理等

- (1) 会員及び顧客による不公正取引防止のための売買管理態勢の整備状況（インターネット利用顧客の注文に係る売買管理の実効性の確保に必要な情報の保存状況を含む。）
- (2) 法人関係情報に係る管理態勢の整備、強化の状況
- (3) 取引所外売買に関する法令・諸規則の遵守状況
- (4) 私設取引システム（PTS）、ダークプールによる売買取引の管理状況
- (5) 外国株式信用取引、PTS信用取引に関する管理態勢の状況
- (6) 誤発注の未然防止に関する注文管理態勢の整備状況
- (7) 最良執行方針等の実施状況

4. システム管理、事業継続計画（BCP）対応等

- (1) システムリスク管理態勢の整備状況
- (2) 緊急時事業継続態勢の整備状況
- (3) サイバーセキュリティ対策への取組状況
- (4) システム障害への対応態勢の状況

5. 投資勧誘、顧客管理等

- (1) 顧客本位の業務運営の進展に向けた取組状況
- (2) 適合性の原則に関する状況（特に高齢顧客及び新規顧客）
- (3) 合理的根拠適合性の検証に関する状況
- (4) 勧誘資料等の記載内容の適切性
- (5) 投資信託の勧誘及び販売態勢に関する状況
- (6) 外国株式や新興国通貨建て債券等の高利回りを掲げた商品の勧誘及び販売態勢に関する状況
- (7) 複雑な仕組債等の勧誘及び販売態勢に関する状況（PDCA サイクルにおける経営陣の関与状況を含む。）
- (8) 私募等の取扱い等により販売する社債に関する事前審査、勧誘及びモニタリング等の状況
- (9) 時価の算出、提供の状況
- (10) 契約締結前交付書面等の交付及び同書面に関する説明状況（金融ADR制度の事項を含む。）
- (11) 虚偽告知、断定的判断の提供及び虚偽・誤解表示に関する法令の遵守状況
- (12) 広告審査態勢の整備状況
- (13) 異なる金融商品間の乗換え勧誘時の説明に関する状況
- (14) 信用の供与の条件として取引を勧誘する行為等及び優越地位の濫用に関する未然防止の状況（自動的な信用供与に関する未然防止の状況等を含む。）

- (15) 有価証券と預金等との誤認の未然防止状況
- (16) インサイダー取引の未然防止状況（内部者登録カードの整備状況を含む。）
- (17) 募集株券等の顧客への配分及び配分先情報提供の状況
- (18) 新規株式公開（IPO）銘柄に関し勧誘を伴う上場日における売買の受託業務の状況
- (19) その他禁止行為等に関する法令・諸規則の遵守状況

6. 第一種少額電子募集取扱業務

第一種少額電子募集取扱業務に関する法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況

7. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務

商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関する法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況

8. 金融商品仲介業務等

- (1) 業務委託契約を締結する金融商品仲介業者等に対する指導・監督など委託先管理の状況（会員）
- (2) 金融商品仲介業務に係る態勢整備や委託元金融商品取引業者との連携など業務運営の状況（特別会員）

9. 行政当局の検査等による指摘事項の改善状況等

証券取引等監視委員会や本協会等による検査（監査）で指摘された事項（認識を共有した事項を含む。）に係る改善状況等（他社指摘事例等の業務運営への活用状況を含む。）

以 上